

平成29年第17回教育委員会定例会
(9月4日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成29年9月4日(月) 午前10時5分から午後0時24分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

教 育 長	矢 下 薫
教育長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
委 員	垣 内 恵美子

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	田 中 充
庶務課長兼事務局副参事事務取扱	事務局参事
	岡 田 和 平
学 務 課 長	山 田 安 宏
児 童 保 育 課 長	佐々木 洋 人
放課後対策担当課長	福 田 兼 一
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美

○日 程

日程第1 議案審議

第37号議案 平成28年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算(教育費関係)の認定の意見聴取について

第38号議案 平成29年度東京都台東区一般会計補正予算(第2回)における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第39号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第40号議案 平成30年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択について

第41号議案 旅館業営業許可に関する教育委員会の意見聴取について

第42号議案 旅館業営業許可に関する教育委員会の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア PIECE OF PEACE 実行委員会が実施する事業に対する後援について

(2) 学務課

イ 周年記念式典に伴う学校医等に対する感謝状の贈呈について

(3) 児童保育課

ウ 認可保育所等の開設等について

(4) 放課後対策担当

エ こどもクラブ委託事業者の選定結果について

(5) 指導課

オ 東京都中学校美術教育研究会が実施する事業に対する後援について

(6) 生涯学習課

カ 周年記念式典に伴う歴代PTA会長に対する感謝状の贈呈について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 後援名義の使用について

(2) 学務課

イ 就学時健康診断の日程について

ウ 平成30年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集について

(3) 児童保育課

エ 平成30年4月保育所等入所申込の受付について

オ 特定教育・保育施設等の利用者負担軽減措置の拡充について

(4) 放課後対策担当

カ 「台東区放課後対策の方針」中間のまとめについて

キ 平成30年度4月こどもクラブ入会申込の受付について

(5) 教育改革担当

ク 平成30年度「魅力ある教育活動の推進」審議会結果について

(6) 中央図書館

ケ 台東区立図書館一部業務委託の事業者選定結果について

コ 「台東区立図書館に関する調査」の実施について

3 10月の行事予定について

4 その他

午前10時05分 開会

○矢下委員長 ただいまから、平成29年第17回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

〈日程第1 議案審議〉

第37号議案

○矢下委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について説明をお願いします。

はじめに、第37号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第37号議案、平成28年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教育費関係）の認定の意見聴取についてご説明をいたします。

本案は、第3回区議会定例会で付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため、提出したものでございます。

2枚目の表面が歳入決算でございます。総額27億2,372万9,339円で、予算現額と比べますと7,899万6,661円の減でございます。収入率は97.2%となります。

裏面は歳出決算でございます。総額159億9,744万2,061円で、予算現額から5億7,371万6,939円の不用額が出ております。執行率は96.5%となります。

別添の資料が決算の概要でございます。

まず、歳入は前年度比5億6,721万166円、26.3%の増でございます。

以下、款ごとに前年度決算額との主な増減をご説明いたします。

まず、分担金及び負担金は約6,854万円、24.6%の増で、認可保育園保育料改定及び新規園開設による増などによるものでございます。

次に、使用料及び手数料は約4,710万円、9.2%の増で、認可保育園保育料改定による増、こども園保育料の改定による増などによるものでございます。

次に、国庫支出金は約2億5,463万円、48.2%の増で、保育委託費の単価増及び3園開設に伴う入所児童数増による増、保育対策総合支援事業費の対象事業の増による増などによるものでございます。

次に、都支出金は約2億1,487万円、30.9%の増で、保育委託費の単価増及び3園開設に伴う入所保育児童数の増による増、賃貸物件による保育所整備事業費の補助対象事業数の

減による減、認定こども園、施設整備事業費の事業新設による増などの相殺によるものでございます。

次に、財産収入は約27万円、1.0%の減で、土地貸付料の公用地活用整備施設数の増による増と、建物貸付料のたなかスポーツプラザ自動販売機単年度収入による減との相殺によるものでございます。

次に、繰入金は100万円、50%の減で、社会教育振興基金繰入金の基金とりくずし減によるものでございます。

次に、諸収入は約1,667万円、14.8%の減で、柳北保育室閉園による利用料の減、奨学資金貸付返還金の事業移管による皆減等によるものでございます。

裏面が歳出決算の概要となっております。

歳出は、前年度比8億5,620万7,332円、5.7%の増でございます。

以下、項ごとの主な増減をご説明いたします。

まず、教育総務費は約7,121万円、5.6%の増で、職員費の増などによるものでございます。

次に、小学校費は約7億9,950万円、42.6%の増で、黒門小学校大規模改修による増、蔵前小学校仮校舎設置による皆増、蔵前小学校改築による皆増などによるものでございます。

次に、中学校費は約9億9,556万円、40.9%の減で、忍岡中学校大規模改修の工事内容の相違による減と、上野中学校大規模改修による増などとの相殺によるものでございます。

次に、校外施設費は約108万円、1.3%の減で、少年自然の家の構内通路舗装工事終了によるものでございます。

2枚目をご覧ください。

幼稚園費は約675万円、0.9%の増で、職員費の増、幼稚園施設保全の計画工事なしによる皆減などとの相殺によるものでございます。

次に、児童保育費は約9億5,665万円、16.3%の増で、保育委託の入所児童数の増による増、就学前保育施設緊急整備による増などと、柳北保育室の閉園による減との相殺によるものでございます。

次に、こども園費は約1億4,168万円、16.7%の増で、こども園施設型給付の事業新設による皆増、私立こども園振興の事業新設による皆増などによるものでございます。

次に、社会教育費は約1億5,390万円、9.4%の減で、職員費の減などと、図書館浅草橋分室照明更新等工事实施による増との相殺によるものでございます。

次に、社会体育費は約3,094万円、8.0%の増で、柳北スポーツプラザの冷温水発生機取替工事实施による増と、東京都立浅草高等学校温水プールのボイラー工事に伴う休館による委託料の減との相殺によるものでございます。

それでは、議案の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおり決定くださるよう、お願い

いたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 学校を訪問させてもらいますと、かなりの学校が「だいぶ年数がたっているな」という印象を受けるのですが、黒門小学校は大規模改修ですが、改修について今後の見通しは立てておられるのですか。

○庶務課長 区全体で、公共施設の保全計画を策定しておりまして、そこに年度別で、どこの学校、あるいは、どこの施設を改修をしていくという方針が示されておりまして、それにのっとり、毎年度、予算措置をしていくということになっております。

○樋口委員 その見通しについては、ルールというものはあるのですか。

○庶務課長 この施設保全計画といいますのは、オープンになっておりまして、各学校長や園長から問い合わせがあるのですが、それを確認してくださいと伝えております。したがって、基本的には学校長は、自分の学校が何年度に対象になるというのは承知をしているはずでございます。

ただ、ここ5年間程度は細かなスケジュールが示されておりまして、その先、例えば、10年スパンの中のどこかでやるという学校もありますので、それは今後、そのさきの5年間スパンのものが示されるときに具体的に示され、どれぐらいの規模になるかというのは、毎年度予算の中で金額が明らかになっていくということになってまいります。

○樋口委員 時々あるのですが、たとえば谷中小学校では、緊急にエアコンの修復が必要であるにも関わらず、計画は計画だからダメですという言い方は、どうも冷たいなという気がします。やはり、様々な災害や異常気象等々あるわけで、ぜひ、直したほうがいいのではないかという場合には、計画は計画としてあるわけですが、この辺はどうかなと思うのですが。

そうした、いわゆる現場との意見交換、それから行政側としては、こういう計画はあるが前倒ししようとか、そのような話は、一度計画を立てたら、その計画どおりにということになるのでしょうか。

○庶務課長 私が今申し上げました保全計画といいますのは、大規模改修、あるいは改築などについて盛り込んだ計画でございまして、それ以外の、それよりは軽微な工事につきましては、日々、どこそこが詰まったですとか、壊れたという情報は、私どものほうに寄せられます。そういったものについては職員が現場を確認し、すぐ対応が必要なものは対応をしておりますし、すぐではないけれども、また、あるいは多額に費用がかかる場合については、場合によっては年度の中で予算を補正したり、翌年度に計画工事として実施をして、環境の保全に努めているところでございます。

したがって、必要なものについては柔軟に対応していることとなります。

○矢下教育長 特に、安全に関わるものについては、計画のスケジュールに関係なくやるようにしてございます。

○垣内委員 質問ですが、1ページ目の国庫支出金の老朽化対策事業等の交付金不採択と

というのは、これは国の財政が非常に厳しくなったということなののでしょうか。かなりの金額が皆減されておりますが、これはどういうことですか。

○庶務課長 それは歳入の国庫支出金のところでしょうか。

○垣内委員 歳入の1ページの3個目のカテゴリーの国庫支出金のところです。

○庶務課長 確かに、国のほうも安全ということで、改築や改修を進めているところですが、財源も限りがあるわけでごさいますして、各自治体から申請を上げて、採択を国のほうでされる場合と、されないで、全額といいますか、各自治体の負担でやっている場合という場合がごさいます。

28年度につきましては、黒門小学校や上野中学校について、申請を出したのですが、結果として、国のほうで不採択になったということがごさいます。

○垣内委員 それは、古くなかったということですか。

○庶務課長 そういうことではごさいませんが、台東区だけではなくて、東京都全体でかなりの数が不採択になっていると聞いてごさいます。

○垣内委員 財源の問題ということですね。わかりました。

○高森委員 先ほどの樋口委員のご質問に関連して、ここに挙げてある項目は、基本的には主な項目ということで、計算したら、やはり、それぞれにその他の項目があるわけですね。そういったところで緊急を要するような工事の費用などを捻出されているという理解でよろしいでしょうか。

○庶務課長 本日の資料に掲げさせていただいたものは、金額の大きいものだけ掲載しておりますので、ここに載っていない事業が数多くごさいます。先ほどの工事費なども、ほかの事業の中で対応させていただいております。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ごさいませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ごさいませんので、第37号議案については原案どおり決定いたしました。

第38号議案

○矢下教育長 次に、第38号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第38号議案、平成29年度東京都台東区一般会計補正予算（第2回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。

本案も区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律の規定に基づき、意見を求められているため提出したものでございます。

2枚目が内訳書でございます。

今回の補正は、歳出のみの総額3,197万1,000円の増額でございます。

3枚目をご覧ください。内訳の内容をご説明いたします。

まず、教育総務費では、国・都支出金の超過受入に伴う返還金2,664万6,000円を計上しています。

次に、児童保育費では、待乳保育園耐震改修に要する経費340万8,000円を計上しています。

次に、社会教育費では、今戸社会教育館耐震改修に要する経費191万7,000円を計上しております。

それでは、議案の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんとしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださるようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第38号議案については原案どおり決定いたしました。

第39号議案

○矢下委員長 次に、第39号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第39号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。

本条例は、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を準用し、本区の学校医等の公務災害補償に関し定めることを目的にした条例でございます。今般、その都条例のほうが改正になりましたので、本条例につきましても同様に改正をするものでございます。

それではお手数ですが、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、補償基礎額の扶養加算額及び介護補償の限度額の改正をするものでございます。

新旧対照表、1ページ、第4条第3項の各号に定めます扶養加算額、それから新旧対照表2ページの第12条第2項各号に定めます介護補償の限度額について、それぞれ資料のとおり改正をいたします。

なお、本区におきましては、この補償を受けられた学校医等はございません。

お手数ですが議案のほうにお戻りいただきまして、1枚目の裏面をご覧ください。

本条例の改正について、教育委員会として原案に異存ない旨回答するものでございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。本案につきましてよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○矢下委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下委員長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下委員長 ご異議ございませんので、第39号議案については原案どおり決定いたしました。

第40号議案

○矢下委員長 次に、第40号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 第40号議案、平成30年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択についてご説明申し上げます。

固定の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、児童・生徒の実態が年度ごとに大きく異なることにより、毎年、教科用図書採択を行うこととなっております。

固定の特別支援学級では、児童・生徒の実態に応じて通常学級と同じ検定教科書、視覚障害・聴覚障害等、障害のある児童・生徒のための文部科学省が特別に作成した文部科学省著作教科書、そして学校教育法附則第9条による教科用図書の3種類より教科用図書を組み合わせ使用することができます。

なお、学校教育法附則第9条による教科書とは、市販されている読み物、絵本、図鑑等のうち、供給等の整った図書です。机上に見本をご用意させていただいております。こちらが、その附則第9条による教科用図書となっております。

これにつきましては、通称、一般図書という呼び方をしておりますが、文部科学省と東京都教育委員会にて指定の一覧を作成しております。当該学校は、この一覧から児童・生徒の障害の種類や程度、能力などに応じて、文字が見やすいか、表現はわかりやすいか、取

り扱う題材は指導計画に即したもののか、人権上の問題はないか等々の観点からふさわしい内容の物を選定しております。

本区では、小学校では蔵前小学校、松葉小学校、金竜小学校、中学校では柏葉中学校に知的障害の固定の特別支援学級を設置しております。

4校の教科用図書の採択結果につきましては、資料のとおりでございます。ご審議いただき、可決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○矢下委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 お聞きしたいのですが、中学校の場合は柏葉中学校だけですので、生徒に対して同じ教科書になるので良いのですが、小学校の場合、3校が異なる教科書を使うようですが、指導の内容について著しく格差が生じないかどうかというのが1点。

2点目は、括弧の中の言葉についてですが、検定という言葉と9条本という言葉があるのですが、この違いを教えてください。

○指導課長 まず、1点目の格差等についての考え方についてですが、これはやはり、先ほどもご説明申し上げました、その学年によって子供たちの実態が大きく異なっているというところがございます。各学校では校長、副校長、また指導担当教員等により資料作成委員会を設定し、各学校の児童・生徒の実態に応じた図書の選定を行うよう努めているところでございます。

次に、2点目の使用している教科書についてですが、特に資料のほう、蔵前小学校、松葉小学校、こちらについては、通常の学級で使用する教科書を多く取り扱っております。これは、この2校が、いわゆる特別支援学級と通常学級の児童の授業での交流を重視した取り組みを多く進めているというところから、このような結果になっております。

それから、先ほどの教科書の種類につきましては、まず検定教科書、これはいわゆる通常学級で、先日、採択を行った教科書を指しております。あわせて、学校教育法附則第9条による教科用図書というのは、先ほど、お手元にもご用意させていただいております、読み物や図鑑等を指しておりますが、こちらにつきましても文部科学省及び東京都教育委員会から、いわゆる一般図書として使用することに適切であるというような一覧、指定を受けて一覧にまとめられているものの中から選定を行うこととなっております。

○樋口委員 もう一つ、お聞きしたいのですが、文部科学省著作教科書というものがあるのですが、これは金竜小学校の下の三つの3点、国語、算数、音楽及び柏葉中学校の、これは。

○指導課長 こちらは、例えば視覚障害、聴覚障害、知的障害のある児童・生徒のために、いわゆる一般の教科書会社ではなく、文部科学省が特別に作成した教科書という位置づけになっております。

○末廣委員 各小・中学校、いわゆる子供に応じて、その学校の先生方が、これが一番いいということで選ぶと思うのですが、前年度と違っている学校はあるのですか。

○指導課長 今年度の採択の結果につきましては、各校、昨年度と同様の方針で、ほぼ同様の物が採択されているという結果でございます。

○矢下委員長 よろしいですか。

(なし)

○矢下委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(なし)

○矢下委員長 ご異議ございませんので、第40号議案については原案どおり決定いたしました。

第41号議案 準備中

第42号議案 準備中

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○矢下委員長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、PIECE OF PEACE実行委員会が実施する事業に対する後援について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

事業の名称は、「PIECE OF PIECE 「レゴ(R)ブロック」で作った世界遺産Part-3」でございます。実施日時は、本年10月28日から11月9日までの13日間で、最終日を除き午前10時から午後8時までとなっております。実施場所は、松坂屋上野店本館6階催事場となっております。

事業の目的及び事業内容は、ユネスコの世界遺産活動の認知促進と活動への寄付を目的に、世界遺産をレゴブロックで精巧に作成し展示することによって、異国文化への興味・理解を深めるきっかけとし、身近に世界遺産を感じてもらうこと。

また、入場料等の一部を日本ユネスコ協会連盟の行う世界遺産活動へ寄付することから、意義のあるチャリティイベントとすることとさせていただきます。

具体的には、世界34か国の世界遺産の世界遺産作品50点と、地球をレゴブロックで再現、展示いたします。同時に、国内外で活動するアーティストによるメッセージアート作品40点も公開いたします。また、上野地域での開催を記念して、国立西洋美術館を初披露いたします。

2ページとなりますが、入場料は中学生以上600円、小学生300円となっております。団体等の後援につきましては、4ページに詳細を記載しております。

後援名義の使用承認後は、区内小学校の全児童にリーフレットを配布し、広く周知を行う予定でございます。

なお、参考といたしまして、これまでの開催の状況や今回の会場のイメージを資料の18ページ以降に添付をいたしました。印刷がやや不鮮明な部分もございますが、後ほどご覧をいただければと思っております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご了承くださいようお願い申し上げます。

○矢下委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 予算表についてですが、イベント基本開催費というのは、これはどういう内容なのでしょう。

○庶務課長 細かい内訳までは、私ども存じ上げておりません。人件費は別に出ておりますけれども、若干そういった経費も、ここに入るのかな。

また、先ほどのご説明で入場料や物販の代金の一部を寄付するというのも書いてありました。そういったお金がここに入ってきているのかなと想像はされますが、後ほど詳しい予算の内訳を確認いたしまして、これについては改めて情報提供させていただきたいと思えます。

○垣内委員 確認したいのですが、基本的にチャリティアートイベントへの後援名義ということになるかと思うのですが、このチャリティの部分が非常に重要ではないでしょうか。内容自体は別に素晴らしいことだと思うのですが、実施していただいても構わないと思うのですが、後援名義を承認するというときには、やはり台東区にとってメリットがあるとか、西洋美術館もあるということもあるのかもしれないですけども、チャリティで寄付をされるというのですが、それはどのぐらい、どういう形で明らかになるのか。要するに、収入の使い道が明確になっている必要もあるのかなと思えます。

つまり、主催されているのは株式会社さんで、基本的に利潤追求の組織だと思えますが、それとは別に実行委員会をつくって、この事業に関しては、おそらく、収支を明朗にして、必要経費を除いた部分は寄付されると、こういうことなのではないかというふうに理解するのですが、そういう理解でよろしかったでしょうか。

○庶務課長 今回の予算表の中では、収入のほうも現時点では見込みでございます。説明も、その一部を寄付するというようになっておりますので、現時点で、先ほど私も申し上げました、例えば支出がどこに、寄付の部分ですね、どこに出ているのかということ、おそらく、基本開催費の中に入っているのかなと想像するだけなのですが、実際に後援名義の承認をした後に実績報告をいただきます。その際に、実際に寄付した部分が幾らであったのかというのは明らかにされると思えますので、そういった機会に、報告をいただいた上で、実際に幾らだったのか、また報告させていただきたいと思えます。

○垣内委員 この事業は第3回目になるわけですね。ということは、1回目、2回目があって、一定程度の実績を、写真にもありましたけれども、積まれていて、そこではどのぐらい寄付をされたのか、どういう効果があったのか。

特に教育委員会ですから、やってくる小学校、中学校の学生さん、たくさん来られていたのかどうかというところが知りたいのですけれども、そこはいかがですか。

○庶務課長 これまでの実績、どこで、何人ぐらい入場したというのは、資料に添付のとおりでございます。寄付がどれぐらいあったかどうかについては、それを含めてご報告をさせていただきたいと思いますが、これまでに寄付を活用して修復を行った世界遺産として私どもが伺っているのが、バイヨン寺院のシンハ像とガーナ像で、現在も修復の継続中という話を聞いております。

以上でございます。

○樋口委員 主催者に利益団体の代表が3名、バウコミュニケーション、パルコ、レゴジャパン。パルコは今度、上野に進出しますので、そこでの何か呼び水をこれでというような、うがった見方もなきにしもあらずで、まさにレゴジャパンというのは、このレゴを使って世界遺産を模型としてつくりましょうという話になります。これは、これで上野が賑やかになればというのが一つありますが、問題は、いわゆるNPO法人的な様相をしていて、寄付をしますよと言いながら、自らの利益を追求することをされると、これは台東区教育委員会が後援するのには、ふさわしくないということになりますから、この辺をクリアにしてくれればよいということになります。

○庶務課長 資料の8ページに、実行委員会の規約を添付させていただいております。先ほども少し申し上げましたが、第3条に目的といたしまして、世界遺産活動を皆さんによく知ってもらいたいということと、チャリティアート展。目的として、2012年から18年までの期間限定で、この実行委員会がいろいろな催し物を行っていくということを聞いておりますので、この規約に沿って、きちんと活動していただければよろしいのかなと考えます。

○樋口委員 気になるのは、「世界中で愛されるレゴブロックを使って」というのが気になりまして、利益団体の商品を、そのまま前面に出していますし、レゴを使うと、これだけ立派な世界遺産が模型としてできますということですから、いかがなものかという懸念をいたします。

○矢下委員長 後援名義の承認をしても、よく見ていく必要がありますね。

○樋口委員 そうです。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下委員長 それでは、庶務課のアについては協議どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 学務課 イ

○矢下委員長 次に、学務課のイについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、周年記念式典に伴う学校医等に関する感謝状の贈呈についてご説明いたします。

項番1、贈呈理由及び項番2の式典挙行日につきましては、資料のとおりでございます。

項番3の感謝状被贈呈者名簿でございますが、資料の裏面をご覧ください。今年度は、5つの学校園におきまして周年記念式典が行われるに際しまして、推薦が33名ございました。この33名につきましては、資料でございますとおりの感謝状の贈呈をしてみたいと思いますので、よろしくご協議の上、ご決定いただきたいと思います。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○矢下委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下委員長 それでは、学務課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 児童保育課 ウ

○矢下教育長 次に、児童保育課のウについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、お手元の資料3をご覧ください。認可保育所等の開設についてでございます。

まず、項番1、認可保育所の開設についてでございます。

公募による認可保育所の運営事業者選定結果です。本件は1月31日の定例会におきまして、平成29年度保育施設整備の中で、認証保育所から認可保育所への移行計画をご報告いたしましたが、当該の認証保育所の建物が旧耐震基準の建物のため、耐震強度の確認などの課題があり、同じ建物の中での認可保育所への移行を断念する旨、事業者より報告がありました。その後、改めて当該事業者が新規に賃貸物件を活用した認可保育所の整備を提案してきたものでございます。

(1) 優先交渉権者は、株式会社ソラストで、区内で認証保育所、2施設を運営しているほか、新宿区、練馬区、板橋区など、都内で10箇所の認証保育所、それと千葉県佐倉市において認可保育所、1施設を運営している事業者でございます。

(2) 施設の概要です。施設名称は、(仮称)ソラスト竜泉保育園で、平成30年4月1日開

設予定となっております。

本整備計画では、所在地のところに二つ書いてありますけれども、2棟用意しまして、保育室棟のある保育棟。それと、病後児保育室及び職員の休憩室などがある病後児棟、この2棟を一体として運営していく計画としております。

所在地につきましては、恐れ入ります、資料5ページをご覧ください。こちらの上段の地図でございます。先ほどの保育棟が竜泉3-13-4、病後児棟が竜泉3-13-3となり、既存の認証保育所は、この地図上のもう少し北のほうにございますが、同じように国際通り沿いの物件になります。

資料の1ページにお戻りください。

定員、延床面積は、資料記載のとおりでございます。

(3)選定の経過でございますが、本提案について、8月9日に審査を行いました。結果につきましては、表のとおりでございます。基準である70%を超える得点を得たため、優先交渉権者として選定いたしました。

プレゼンテーションでは、保育事業者の経営状況や、保育の質の向上につながる職員の定着率の高さなどが評価されておりました。

(4)の選定委員につきましては、資料のとおりでございます。

2ページをお開きください。

項番2、認証保育所の廃止についてです。

先ほど項番1でご報告いたしました、認証保育所の優先交渉権者が運営する認証保育所、ソラスト三ノ輪について、このまま同じ場所で認可保育所、当初は同じ場所で認可保育所の移行を検討していたところでありましたが、先ほどご説明いたしましたとおり、別の場所での認可園の新規開設としたことを受け、来年3月末をもって廃止する意向である旨の報告を受けております。

廃止される認証保育所の在園児につきましては、ただいま報告いたしました認可保育所、または、同事業者が運営する他の認証保育所等での受け入れについて、現在、事業者と調整を行っております。

続きまして、項番3、小規模保育施設の開設についてです。

(1)公募による小規模保育施設の運営事業者選定結果です。

①優先交渉権者は、社会福祉法人陽だまりの家で、名古屋市で認定こども園、1施設を運営するほか、本年4月からは同市において認可保育所、1施設、小規模保育施設、1施設を運営しております。

②施設概要です。名称は、(仮称)かるがもハウス保育園で、開設予定日は平成30年4月1日でございます。

所在地につきましては、恐れ入ります、また5ページの地図の真ん中の段をご覧ください。所在地、台東区浅草橋4-14-4で、5階建ての建物の1階部分に開設し、なお、その建物の2階以上は共同住宅となっている建物でございます。

恐れ入ります、資料の2ページにお戻りください。

定員、延床面積は、資料記載のとおりでございます。

③選定経過につきましては、平成29年5月から公募を行い、提案があった本提案について、8月24日に審査を行ったものでございます。結果については、記載の表のとおりで、得点率が70%を超えたので、同事業者を優先交渉権者に選定いたしました。

選定委員からは、保育士の勤務体制や、拠点が名古屋ということで東京本部はどうなるのか、などの質問がございました。

事業者からは、勤務体制のさらなる精査や、東京本部は台東区内に設置する予定であるなどの回答がございました。

資料の3ページをお開きください。

④の選定委員については、記載のとおりでございます。

次に、(2)東京都台東区大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届出等に関する条例に基づく小規模保育施設の開設についてです。

本件は、総戸数100戸以上の共同住宅や敷地面積2000平方メートル以上又は延床面積1万平方メートル以上の建物について、建設事業者が土地取引等の前に建設事業に関する事項を区に届け出ることにより、区が大規模マンション等の建設と保育所等の整備状況について調整を図り、もって子育て環境の充実に資することを目的とする条例に基づいて整備計画を行う小規模保育施設でございます。

①、まず、大規模マンションの建設計画の概要でございますが、建設事業者は、株式会社大京です。建設する大規模マンションの概要ですが、恐れ入ります、5ページの地図の一番下をご覧ください。建設地は、蔵前1-3-35、こちらに地上14階建て、総戸数190戸の共同住宅を建設する予定となっております。

資料③ページにお戻りください。

(2)の②小規模保育施設の概要です。名称は、(仮称)ふくろう保育園で、運営事業者は、株式会社Alpsです。本区内におきまして、認可外の保育所、1施設を運営する事業者でございます。開設は、平成30年4月1日を予定しております。

保育室は、大規模マンションの1階部分になりまして、定員、面積については、資料記載のとおりでございます。

こちら、マンション建設事業者におきまして、保育事業者数者を審査の上、選定し、この事業者を区に推選されたという流れになります。区においても、事業者の保育内容の提案を事前に審査し、また協議も行い、計画は適正であると判断したのものになります。

項番4、緊急保育室の開設についてでございます。

開設場所等の施設概要につきましては、5月30日の本定例会にてご報告をいたしました。本日は、運営事業者の選定についてのご報告です。

(2)番、公募による運営事業者選定結果です。優先交渉権者は、株式会社ライクアカデミーでございます。関東圏で認可保育所、68施設などを運営しております。

②選定経過につきましては、資料記載の期間、公募を行い、提案があった2者について、8月24日に審査を行ったものでございます。

資料、4ページをお開きください。

③審査結果につきましては、表のとおりで、当該事業者が特点数が高く、また、得点率が70%を超えたので、同事業者を優先交渉権者に選定いたしました。

選定委員からは、法人運営の安定性、類似施設の運営実績等について評価がされたものでございます。

④の選定委員につきましては、資料記載のとおりでございます。

最後に5、今後のスケジュール（予定）でございます。

本案件につきましては、9月21日に開催される、区議会子育て支援特別委員会に報告いたします。各施設の入園申し込みについては、平成30年4月入園申し込みとあわせて実施し、入園内定者は年明けの2月中旬ごろに決定する予定です。いずれの施設も2月中には工事を完了し、平成30年4月開設予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご了承いただきますよう、お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 緊急保育室というのは、どういうカテゴリーなのですか。

○児童保育課長 区が設置する認可外の保育室ということにはなろうかと思いますが、上野五丁目、御徒町駅前の区有地に区が建物を整備して、5年間で予定しておりますが、期間限定で整備する保育施設ということになります。

○樋口委員 これは区の土地に、区が施設をつくって、この業者に5年間やっていただくということですか。

○児童保育課長 おっしゃるとおりでございます。

○樋口委員 注文ですが、ここは駅前の飲食街で、非常に飲食店が多いところなので、子供の保育上、防音等をしっかりしていただかないと、子育ての場が不安定の教育環境は良くないと思いますので、建てればよいという施設ではないと思いますので、その辺は配慮をお願いしたいと思います。

○児童保育課長 確かに、このような形で繁華街にできる施設というのはなかなか、区内でもございませんが、例えば、敷地いっぱい建物を建てるのではなくて、多少セットバックして周りをあけるといようなところの配慮も必要でございますし、おっしゃるとおり、騒音関係も十分に考えて設置を進めていきます。

○高森委員 3ページ目の(2)大規模マンション等の建設における保育所等の整備という案件ですが、これは条例ができて、初の事例になるのでしょうか。

○児童保育課長 おっしゃるとおりでございます。

○高森委員 そうしますと、施設概要で保育所14階建ての1階部分、定員19名ほどということになっていますが、これは期間は特に設定はされていないと思うのですが、例えば、

定員に満たない、例えば一桁だとか、あるいは全くないといったときには、こういった保育施設はどのように運営されることが条例で定められているのでしょうか。

○**児童保育課長** 今回のこちらの条例については、運営のことは特に記載はしていません、小規模保育事業となりますと区の認可事業になりますので、そちらの認可のほうの事業で運営についての規定はございます。

実際に保育の運営費については、入所児童数に応じてということになりますので、入所児童数が少ないと、確かに運営は厳しい状況にはなろうかと思いますが、この小規模保育事業、定員のところにも書いてありますように、0歳～2歳ということで、本区の保育需要では、かなり需要が高い年齢層でございます。特に南部地域は待機児童が多い地域ということもございますので、今の想定では、一定のニーズがあるとは考えております。

○**高森委員** 例えば、想定外のことが起きた場合に、こういった施設はなくなってしまうのでしょうか。利用者がゼロになった場合。

○**児童保育課長** 確かに、この民間事業者の運営というところでございますので、極端な話、採算に乗らないとかという話が長い期間続くようであれば、事業者のほうで、そういった判断はあろうかと思えます。

○**高森委員** 流動的な可能性があるということですね。わかりました。

○**矢下教育長** よろしいですか。

(なし)

○**矢下教育長** それでは、児童保育課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**矢下教育長** ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(4) 放課後対策担当 エ

○**矢下教育長** 次に、放課後対策担当のエについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○**放課後対策担当課長** それでは、資料4をご覧ください。こどもクラブ委託事業者の選定結果についてでございます。

項番1、選定経過でございます。(1)公募期間、(2)審査期間につきましては、記載のとおりでございます。

(3)選定方法でございます。第1次審査では、書類審査により、1クラブにつき3団体を選定させていただいております。第2次審査におきましては、プレゼンテーション・ヒアリング審査により、優先交渉権者を選定しております。

選定委員につきましては、記載のとおりでございます。

項番2、運営事業者の選定結果でございます。得点率が70%を超える事業者の中から、

最高点を獲得した事業者を優先交渉権者としております。

(1) 浅草橋こどもクラブでございます。こちらは現在の運営事業者でございます、株式会社プロケアが継続で、優先交渉権者とさせていただいております。

恐れ入ります、裏面をご覧ください。

(2) 富士こどもクラブでございます。こちらも現在の運営事業者でございます、テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社が継続でございます。

(3) 金竜こどもクラブでございます。こちらも現在の運営事業者でございます、株式会社プロケアが優先交渉権者として選定されております。

以上、3クラブ全て、現在の運営会社が優先交渉権者として選定されております。

項番3、今後の予定でございます。本年9月21日に開催されます区議会子育て支援特別委員会にて報告を行い、9月下旬、各クラブ保護者に周知を行います。平成30年4月1日より事業運営を開始予定でございます。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご了承いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 これは、委託期間はどのくらいになるのですか。

○放課後対策担当課長 こちらの契約につきましては、単年度の契約ではございますが、基本的には5年間、こちらの事業者で実施していただく予定でございます。

○垣内委員 では、何か問題がない限り5年継続ということですか。

○放課後対策担当課長 おっしゃるとおりです。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当課のエについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(5) 指導課 オ

○矢下委員長 次に、指導課のオについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 東京都中学校美術教育研究会が実施する事業に対する後援についてでございます。

来る平成29年12月1日(金)に、東京都中学校美術教育研究会が「第35回東京都中学校美術教育研究大会第5ブロック大会足立大会」を足立区立千寿青葉中学校にて開催いたします。

主催団体の東京都中学校美術教育研究会は、東京都の中学校美術教員で組織されている

団体です。年1回の研究大会の開催、研修会や講演会の企画実施、研究企業や情報誌の発行などの活動を通し、会員が研修を深め、日常実践や、その成果について情報交換を行いながら、美術教育の充実に向けてネットワーク構築に取り組んでいる団体です。歴史も古く、本大会は昭和58年に第1回大会が開催され、今大会で35回目を迎えます。本区は第5ブロック、中央区、荒川区、足立区とともに所属しており、当日の参加予定者は中学校美術教員を中心に200名を見込んでおります。この度、事務局より、本研究会を開催するに当たり、台東区教育委員会の後援名義使用の申請がございました。

本内容につきましてご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○矢下委員長 ただいまの説明につきまして、何か質問はございませんか。

○樋口委員 こうした活動に参加される先生方への補助というのは、教育委員会及び学校からの補助というものはあるのでしょうか。

○指導課長 本大会につきまして、参加者については特に資料代等の徴収はないと伺っております。

○樋口委員 一般的に、こうした東京都レベルでの研究会というのは、ご本人の興味で行っているわけではなくて、学校現場に反映されるものですので、何らかの補助はあげたほうがいいのではないかと、私は思います。

研究会等々については、これまで、例えば北海道であっても一切補助は出ないということなのですか。

○指導課長 研究会も、組織している団体の規模がかなり様々なものですので、区内の中学校の先生方が、その指導力の向上を図るという意味では、教育委員会としても可能な限り積極的な支援は行ってまいりたいと考えております。

ちなみに本研究大会につきましては、東京都からも助成金が出ておりまして、そういった支援も受けながら運営させていただいているところでございます。

○高森委員 今の樋口委員の質問に関連してですが、PTAが、こうした先生方の研修の旅費だとか交通費だとか、そういったものを支給したりということはありますでしょうか。PTAの中でそういう規約があって、先生方のスキルアップという意味で研修費等の補助をしているケースもあります。先生方は基本は実費だと思いますが、規約によっては、そういったことを取り組んでいるPTAもありますので。

○樋口委員 ぜひ、それは普及させていただきたいですね。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下委員長 それでは、指導課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(6) 生涯学習課 カ

○矢下委員長 次に、生涯学習課の力について、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、周年記念式典に伴う歴代PTA会長等に対する感謝状の贈呈についてご説明をさせていただきます。資料の6をご覧ください。

本件は資料に記載のとおり、4校及び1園から周年記念式典の挙行に伴う歴代PTA会長に対する感謝状贈呈の申請があったものでございます。対象者は裏面にございますが、いずれの方々も学校の教育活動、PTA活動の充実及び発展に献身的に務められております。

つきましては、対象者の方々のこれまでの活動に対し感謝の意を表するため、よろしくご協議の上、ご許可いただきますようお願い申し上げます。

ご説明は以上でございます。

○矢下委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下委員長 それでは、生涯学習課の力については、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○矢下委員長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 後援名義の使用についてご説明いたします。資料は7でございます。

今回は庶務課取扱分2件、指導課取扱分2件となっております。

まず、庶務課取扱分でございますが、公益財団法人台東区芸術文化財団が来年1月に実施をいたします、「伝統芸能講座「初心者のための狂言セミナー」」でございます。

2件目は、参加・体験・感動！ふれあいこどもまつり実行委員会が、本年10月から来年の3月にかけて行います、「平成29年度 参加・体験・感動！ふれあいこどもまつり」でございます。

次に、指導課取扱分でございますが、青山学院大学社会情報学部ワークショップデザイナー育成プログラム事務局が、本年11月と来年3月に開催をいたします、「ぎゃくてん時間ワークショップ」でございます。

2件目は、特定非営利活動法人キッズフリマが10月8日に実施をいたします、「MOTTAINAIキッズフリーマーケット」でございます。

事業内容等は、資料に記載のとおりでございます。

4件は、いずれも継続している案件でございますが、今回も後援名義の使用をご了承くださるよう、よろしく願いをいたします。

○矢下委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下委員長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承を願います。

(2) 学務課 イ

○矢下委員長 次に、学務課のイについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、就学時健康診断の日程についてご報告いたします。資料は8をご覧ください。

平成30年4月に小学校に入学する予定の児童の就学時健康診断を、通学域のそれぞれの小学校で実施をいたします。日程につきましては、資料に記載のとおりでございます。検査項目といたしましては、内科、眼科、耳鼻科、歯科など、学校保健安全施行令第2条に定められている各項目につきまして、学校医、学校歯科医の皆さんにご協力いただき、実施をいたすものでございます。

簡単ですが、報告は以上でございます。

○矢下委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下委員長 それでは、学務課のイについては、報告どおり了承願います。

(2) 学務課 ウ

○矢下教育長 次に、学務課のウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、平成30年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集についてご説明いたします。資料は9をご覧ください。

区立幼稚園10園、区立認定こども園3園の短時間保育におきます、来年度4月入園の園児募集についてでございます。

まず項番1、募集概要につきましては、例年どおりのスケジュールとなっております。11月1日から、各幼稚園、こども園において募集案内、入園申込書の配布を開始いたします。募集のスケジュールにつきましては、資料の裏面のフロー図をお示しさせていただいておりますので、こちらを後ほどご覧いただければと存じます。

資料の表面にお戻りいただきまして、項番2、募集見込み数でございます。資料の表は、幼稚園、こども園の各定員から、きょうだい関係、それから4・5歳児につきましては持ち上がりをお勘案いたして、募集の見込み数を算出いたしております。平成30年度につきまし

ては、幼稚園が387名、こども園の短時間が69名、合わせて456名となっております。

表の下の米印のところでございますが、まず一つ目のところになりますが、本年度もこれは実施をしておるところでございますが、幼児人口の増加に伴う暫定的な措置といたして、来年度につきましても、台桜幼稚園、石浜橋場こども園を除く11園で、3歳児の定員をそれぞれ2名ずつ増員をいたしております。それから、根岸幼稚園につきましても、3歳児を2クラスまで編制できるようにしております。

また、二つ目の米印につきましても例年どおりの対応となっておりますが、現3歳児・4歳児にきょうだいが入園する場合につきましても、優先して入園予定者とさせていただきます。この場合、きょうだい優先により入園予定者のいる園につきましても、定員を25名に上限を調整してまいります。

以上、簡単ではございますが、平成30年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）の園児募集につきましてのご報告でございます。よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のウについては、報告どおり了承を願います。

(3) 児童保育課 エオ

○矢下教育長 次に、児童保育課のエ及びオについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、まずお手元の資料10をご覧ください。平成30年4月保育所等入所申込の受付についてご報告をいたします。

項番1、申込み資格は、保護者が就労や病気等のため、保育の必要があるご家庭となります。

項番2、対象施設は、認可保育所、認定こども園の長時間保育、小規模保育所や家庭的保育事業などの地域型保育事業でございます。

項番3、受付期間は、10月23日から12月22日まででございます。期間中の休日受付は、11月と12月の第二日曜日に実施いたします。

項番4、受付場所・時間は、資料記載のとおりでございます。

項番5、申込手続きは記載のとおりでございますが、30年度の入園のご案内の冊子は、10月上旬から配布する予定でございます。

続いて、資料の裏面をご覧ください。

こちら、昨年同様、出生前の申込を受け付けいたします。

項番6、周知方法につきましては、資料記載のとおり、広報たいとう、区ホームページなどで周知をいたします。

最後に項番7、スケジュールでございます。12月22日に申込みの受付が終わった後、年明け平成30年1月上旬から2月上旬にかけて入所に係る利用調整を行い、以降、2月中旬に

結果の通知の発送、それから4月に入園という流れで進めてまいります。

児童保育課のエについての報告は以上でございます。

次に、お手元資料11をご覧ください。特定教育・保育施設等の利用者負担軽減措置の拡充についてでございます。

まず、項番1、趣旨ですが、国の幼児教育の無償化に向けた段階的取り組みとして、子ども・子育て支援法施行令の改正が行われたことに伴い、負担軽減措置を拡充するものでございます。

項番2、拡充の内容です。年収約360万円未満相当のひとり親世帯等について、国が利用者負担の上限額を、2号認定は6,000円、3号認定は9,000円と引き下げたことに伴い、区においても上限額を超えている階層について負担軽減措置を拡充するものでございます。

今回、上限額を超えている階層というのが、下の表にありますD7階層と呼ばれている階層で、現行は左の金額を、拡充後は右のような金額にするということでございます。

項番3、適応については、本年4月1日にさかのぼり提供をしたいと考えております。

児童保育課のオについての報告は以上でございます。

○矢下委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、児童保育課のエについて何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下委員長 次に、報告事項、児童保育課のオについて何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下委員長 それでは、児童保育課のエ及びオについては、報告どおり了承いたします。

(4) 放課後対策担当 カキ

○矢下教育長 次に、放課後対策担当課のカ及びキについて、放課後対策担当課長、説明を報告をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、資料12をご覧ください。「台東区放課後対策の方針」中間のまとめについてです。

項番1、目的です。本区の小・中・高校人口の増加により、今後、保育需要の増加が見込まれます。そのため、保護者に対し仕事と子育ての両立を支援するとともに、次代を担う子供たちの健全な育成ができるよう、全ての児童・生徒にとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進するため、放課後対策の総合的な方針を定めます。

項番2、今後の方針です。児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所について、下記の方針をもとに総合的に整備を進めてまいります。

(1) こどもクラブです。こどもクラブの定員は、入会者数以上に整備されておりますが、児童の通う小学校内または近隣のこどもクラブ以外には入会を希望しないことが多く、待

機児童が発生しております。こどもクラブは、保護者が就労、疾病、介護等により昼間家庭にいない児童に対する生活の場として重要であるため、需要に応じた整備をし、受け入れ態勢を充実させます。今後、放課後子供教室等の整備により需要が減少した場合は、定員等の見直しを行います。また、高学年障害児対応こどもクラブにつきましても、引き続き施設改修時等に整備を進めてまいります。

(2)石浜小学校放課後子供教室B登録・B長期登録です。B登録は、これまでもこどもクラブと同等の事業を実施しておりますが、保育需要を満たす定員を確保できるため、こどもクラブへ変更します。また、長期休業中のみ保育利用ができるB長期登録は、放課後子供教室を長期休業中も実施することで、全ての児童を対象として居場所を提供できるため、放課後子供教室に変更いたします。

(3)放課後子供教室です。この事業が本方針の中で今後、最も大きく展開していく事業となります。放課後子供教室は、全ての児童を対象として、安全・安心な居場所を確保し、社会性・自主性・創造性等を育む重要な事業であり、長期休業中も実施することで、こどもクラブの待機児童削減も期待できます。

こちらにつきましては、冊子の9ページ、表7に記載しておりますが、石浜小学校の児童で、こどもクラブの利用を希望される方のうち、約4割が長期休業中のみの利用であること。また、冊子12ページの表13に記載しておりますが、放課後子供教室を長期休業中に実施した場合、そのうちの約8割の方が移行を希望していることから、予想できます。

そのため、全19小学校におきまして、長期休業中を含めた放課後子供教室を実施いたします。実施に当たりましては、各学校の状況に応じた内容等を検討し、校内または近隣こどもクラブ児童も利用しやすくなるよう、連携を図ってまいります。

生活指導子ども会につきましては、放課後子供教室の一部として区内全校で実施しておりますが、今後実施する放課後子供教室と連携し、恒常的な放課後児童の居場所を提供していきます。

(4)児童館です。児童館は、0歳から18歳までが自由に利用でき、児童の健やかな育成を目的とする施設であり、区外の小学校に通う児童や、学校以外の居場所が必要な児童に加え、中高生の居場所のひとつとして役割を担っております。

ランドセル来館事業につきましては、こどもクラブの待機児童対策でもある定期利用のほか、突然保育の必要性が発生した場合の緊急利用があるため、引き続き実施をしてまいります。

放課後子供教室の全校実施により、区内の小学校に通う小学生の利用率が低下する可能性があり、今後の需要の変化を見定めて行く必要があります。

3ページ目に、現在の放課後子供教室が今後どのように変化するのか、イメージ図を記載しております。

項番3、今後の予定です。9月21日の子育て支援特別委員会にて方針案の中間報告を行い、10月にパブリックコメントを実施予定です。12月4日の子育て支援特別委員会にて方針案

の最終報告と平成30年度の実施予定事業を報告する予定です。

報告は以上です。

続きまして、資料13をご覧ください。平成30年4月こどもクラブ入会申込の受付についてでございます。

項番1、申込み資格でございます。保護者が就労や病気等で放課後に保育することができない家庭の小学生。審査におきましては、低学年、集団保育が可能な障害児等を優先してまいります。集団保育が可能な障害のある小学5年生・6年生の児童につきましては、高学年障害児保育を実施しておりますクラブにおいて保育いたします。

項番2、対象施設です。こどもクラブ21か所になります。

項番3、受付期間です。本年11月6日より12月15日まで。また、休日受付日を12月10日で設定しております。

項番4、受付場所・時間でございます。入会を希望するクラブで、月曜日から土曜日までの9時半から18時までの受付となります。休日受付日につきましては、区役所6階、5番窓口の児童保育課放課後対策担当で受付を実施いたします。

項番5、申込手続きにつきましては、記載のとおりでございます。

項番6、周知方法でございます。広報たいとうのほか、区のホームページ、たいとうメールマガジン、ツイッター等でも周知をしてまいります。

恐れ入ります、裏面をご覧ください。

項番7、入会までのスケジュールでございます。平成30年1月中旬から2月上旬に入会審査を行います。以降は記載のとおりでございます。

項番8、その他でございます。石浜小学校放課後子供教室B登録につきましても、同様の受付とさせていただきます。

報告につきましては、以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、放課後対策担当の力について、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 利用者のニーズ、学童保育について、ないしはこどもクラブについて、どんなニーズがあるのかというのは、利用者や保護者にある程度アンケートをとったほうが、今後、的確に対応できると思います。もし、時間があればの話ですが、データはとったほうがよろしいかなと思います。

○放課後対策担当課長 こどもクラブにつきましては、定期的にアンケート等を行ってございまして、希望ですとか、満足度等、調査はしております。

また、今回、新しく広げていこうとしております放課後子供教室につきましては、本誌の11ページに記載をさせていただいておりますが、現在、実施をしております千束小学校、石浜小学校でアンケートをとらせていただきまして、千束小学校につきましては89%の満足度、石浜小学校では過半数を超える満足度をいただいております。

○樋口委員 ニーズというか、いわゆる、こどもクラブに何を期待しているのかという情

報というのは、今回とられていますか。

○放課後対策担当課長 そのことにつきましては、ニーズ調査というものを定期的に行っておりまして、こどもクラブ等にどういったものを求めるか、そのようなことを調査しているところでございます。

○高森委員 大変、資料もわかりやすくまとめられていて、よくわかりました。とても大事な事業で、国のほうもこれを推進していますから、ぜひ、取り組みをしっかりとやっていただきたいところなのですが、いくつか課題が書いてありましたが、例えば、放課後子供教室は、今回、拡大されて全校実施という形で拡大版の放課後子供教室になろうかと思うのですが、そこでも課題に上がっているのですが、登録最大児童数に対応できるスペースの確保、資料から職員数の確保が必要だということです。実施も困難な可能性がありますが、実際に各学校へのヒアリング等というのは既に進められているのでしょうか。要望等は伺っていらっしゃるのでしょうか。

○放課後対策担当課長 先ほどの課題で挙げさせていただいているものだったのですが、それは冊子の10ページに当たるところだと思います。石浜小学校のB登録・B長期登録というもので、平成28年からモデル事業として、区単独の事業を行ってきたものでございます。

こちらの課題が今おっしゃっていたように、最大児童数に設定できるスペースの確保が必要だということでございます。

あとは、広げていく放課後子供教室等につきましては、今、全校でヒアリングを行って、今後どのように進めていくのか。あとは、学校ごとで使えるスペースが違っていたりとか、実施も細かく変えていくことが必要になろうかと思っておりますので、調整を続けているところでございます。

○高森委員 今後は、こどもクラブも将来的には拡大版の放課後子供教室に移行するかもしれない。児童館のほうも、小学生の利用率の低下が見込まれるかもしれないところですが、こどもクラブは将来的には、中長期的にはだんだん廃止の方向に行くかもしれません。ただし、児童館の対象は小学生だけではないので、規模を縮小しながらも細々とでもやっていかなければいけない事業かなと思っておりますので、その辺りの見極めというのは、どのように考えていらっしゃるのですか。

○放課後対策担当課長 児童館につきましては、おっしゃられるように、セーフティネットとしての役割等もございますので、やはり利用率が低下するということも見込まれますが、それ以上に児童館のあるべき姿、必要性、今後のその他のニーズを見定めて考えていくことが必要かなと考えております。

○高森委員 もう一点。今度は、生活指導子ども会についてですが、今も各学校で主にPTAが中心となって、例えば週の水曜日とか土曜日の放課後に子供たちを、いわゆる校庭開放などと呼ばれる活動ですが、これは引き続きご協力をしていただく方向で考えていらっしゃるのでしょうか。

○放課後対策担当課長 生活指導子ども会につきましても、各学校で曜日ですとか時間が

かなり異なっております。この中で、やはり生活指導子ども会につきましては、放課後子供教室の一部として実施をしていただいておりますので、各学校で協力できるところはしていただいて、並行して、共存していくような形で考えております。

○樋口委員 小学校ごとのこどもクラブ在籍者数のことですが、これだけの小学校が学校施設を使うわけですね。そうすると、従来からの問題なのですが、校長先生たちの超過勤務の問題をどうクリアするのか。こどもクラブや学童クラブが、いわゆる既存の小学校施設を使うということに対しての学校施設の最終的管理者である校長は絶えずいなければいけないのか、その辺はどういう調整をするのですか。

○放課後対策担当課長 超過勤務につきましては、こどもクラブ、放課後子供教室ともに、我々、教育委員会のほうの責任で実施をしていくところでございます。事業者のほうに委託をして実施していくということですので、学校のほうの教員については影響はないと考えております。

○矢下教育長 次に、報告事項、放課後対策担当のキについて、何かご質問がございますか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当のカ及びキについては、報告どおりご了承を願います。

(5) 教育改革担当 ク

○矢下委員長 次に、教育改革担当のクについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは、平成30年度「魅力ある教育活動の推進」審査会結果につきましてご報告申し上げます。資料は14となります。

まず、項番1にございますように、本事業の各校園で計画されました教育活動等につきましては、審査会が決定するとなっております。審査会の組織につきましては、資料に記載の第9条のとおりでございます。

項番2、今年度のこれまでの経緯でございますが、まず各校園長より実施計画を提出してもらった後、各校園長一人一人から実施計画についてヒアリングを行い、事務局において査定案を作成した後、審査会を開催し、本日の報告に至っております。

項番3、各校園の主な実施内容につきましては、別紙をご覧ください。こちらは各校園の概要をまとめたもので、左の列に事業名と目的を、右側の列に実施内容を記載しております。

1ページの右側、実施内容をご覧になると、随所に外部講師という用語の記載があるかと思いますが、これは地元の方、あるいは町会長などの地域の方や、地域の方の中でも専門的知識や技術を持っている方、また藝大など、大学の教授、講師、あるいは学生など、また民間会社の専門家など、全てを含めて外部講師と記載しております。

なお、本事業費の多くは外部講師を活用するための報償費として執行されております。それでは、講習ごとに大きな特徴だけご説明申し上げます。

1ページから2ページまでは保育園となっておりますが、運動、音楽、栽培などが多いという特徴がございます。3ページから4ページは幼稚園となっておりますが、親子という表記が登場してくる点が大きな特徴でございます。5ページから10ページは小学校となっておりますが、ICTも含めました学習活動、あるいは音楽活動、伝統文化に関わる活動など、多岐になってきております。

なお、小学校の音楽活動に関しての表の見方ですが、5ページの上野小学校、上から2番目の金管バンドの右側、実施内容のところをご覧ください。1行目に外部講師による演奏指導と記載した2行目の米印は、学年や希望制の区別を、3行目には主な発表場面を記載しております。

続いて、11ページから中学校となっておりますが、中学校になりますと小学校の活動に加えまして、霧ヶ峰学園における勉強合宿あるいは発展的な学習活動などを実施する学校、このような学校が出てくる点が特徴となっております。

それでは、最初の資料14にお戻りください。

項番4、4年間の事業費の推移につきましては、記載のとおりでございます。

項番5、査定の視点と30年度の事業費についてですが、主に執行率、明確な説明、現在の配当額と要求額の調整をもとに査定を行いました。今後も各校園から魅力ある教育活動が区の事業であるということを保護者に積極的にアピールするよう指示していくとともに、来年度以降の事業計画に際しましても、単に額を膨らませるだけではなく、予算を有効に活用できる計画を立案するよう指導してまいります。

ご報告は以上です。ご了承賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 今、報告の中で言及がありましたけれども、外部という名前があまりにも多過ぎて、学校主体よりも、学校が外部の方に頼めば魅力ある学校になるのかということについて、どうも何か外部という名前が多過ぎないかという気はします。

先日ですが、少し大学のほうの話になってしましますが、この3年で大幅に大学の進学率を改善した公立学校がありまして、これは京都の市立堀川高校ことなのですが、今まで、東京大学、京都大学への合格者がいなかったのですが、ここ3年で大幅に改善しています。それは中学校や小学校と一体になって取り組んだ結果なのです。堀川高校が何をやったかといいますと、「探求科」をつくったことなのです。探求科って何かというと、生徒に問題意識を与えて、それで研究をさせてレポートを書かせているということです。

これは市立堀川高校の学校郡であります御成小学校、中学校かな、ここも全部探求をさせています。それぞれにテーマを与えて、そこに対して先生が指導し、なおかつ大学の先生もたまに指導に入ってくれて、科学の探求などを行っている。今も、学校改革及び教育改革のところで考える教育ということになっていて、堀川高校は、それを先取りして、と

にかくうまく成功しましたというのが、この間ニュースで知りました。

こうした学校の動きもあるので、魅力あるというのは、たしかに学校で指導できないところを外部にお願いするという手もありますが、もう一つ視点を変えて、子供主体にして、今の自分が、こういう問題があるよということに対して、小学校の先生及び中学校の先生が生徒主体の研究に対して補助していくという方法、養護していくという方法だってあるだろうと思います。ですので、これから、ぜひとも堀川高校のやり方をチェックしていただきたいというのが、私の希望です。

○教育改革担当課長 樋口委員もおっしゃったように、外部講師、外部人材の活用につきましては、一定の成果はあるかと思っています。チーム学校ということで、教員で指導し切れないものについてカリキュラムマネジメントにより外部人材を活用するという視点も出ているということで、それなりの成果はあるかとは思いますが、委員ご指摘のように、子供を主体に考えた研究ということで、魅力ある教育活動を新規事業として実施できないかということにつきましては、校園長のほうに話してまいりたいと思います。

○垣内委員 小学校までは学校の先生がなかなかできにくい、昔遊びの話とか金管バンドとかお茶会とか、そういった特別なスキルが必要なものを外部講師にお願いしているというのは、よくわかるのですが、中学校になると学習指導、学習補助というのですかね、その部分はかなり増えてきているように思われるのですが、これは特にどういう方々が外部講師としていらっしゃっているのでしょうか。

つまり、教員の方というのは、ある意味プロの教師だと思うのですが、そういった方々が、さらに必要となるスキルというのは、どういう点なのか。OBの方なのか、あるいは塾の講師とか別の大学生なのか。どういう方々が外部講師でやっていたらいいのか、確認したいと思います。

○教育改革担当課長 学校によってさまざまですが、例えば、大学生を活用する場合、あるいは指導課のほうで配置しております学力向上推進ティーチャーの勤務時間後の部分を、この魅力の部分で活用する場合、あるいは、今、委員おっしゃられましたように、塾の講師を招聘して行う場合など、多岐にわたっております。

○垣内委員 外部講師をお呼びすることによって、どのぐらい成果が上がったのかという検証も、おそらくされているのではないかと思います。そのフィードバックを入れて、こういうご提案になっているという理解でよろしいですか。

○教育改革担当課長 各校園では、それぞれの、この魅力ある教育活動につきまして保護者等に評価をさせていただいております。その評価の成果が高いということも、一つの理由となっています。

○高森委員 拝見していて、魅力ある教育活動の推進ということですから、特色ある教育活動ではなく、魅力ある教育活動なんです。ということは、全ての学校で同じような取り組みをしても、これは補助の対象になると思うのです。例えば、小学校でいうとブラスバンド、金管バンド、鼓隊、吹奏楽の演奏指導といったもので、全学校ほぼ行っている

ようですが、以前は立志式も、これに入っていたような気がいたします。

○**教育改革担当課長** 立志式につきましては、以前入っていたかどうか、確認しないとはわからないのですが、立志式につきましては学習指導要領に定められている儀式的行事であるということで、この魅力ある教育活動の推進事業からは外してお考えくださいということで、中学校長会に対してはお話ししております。

平成26年度までは、この魅力の中で執行していたことがございました。

○**高森委員** 中学校側からは、立志式がこれから外れてしまったので、講師の先生を呼ぶのに講師料等の財源が確保できなくて、非常に困窮されているという話を聞いたことがあります。もし、こういったブラスバンドや金管バンド、各校でやっているものが、ここに入っているのであれば、立志式を戻してあげてもいいのかなという気がしているのですが、その辺りは、どうでしょうか。

○**教育改革担当課長** この件につきましては、中学校長会よりもご要望をいただいているところではございます。その中学校長会に対しましては、まだ実際に報償費が発生しない形で実施している学校、また実施形態もさまざま違いがあるところもあるので、今後も視察をしながら検討していきますとご回答申し上げます。

○**末廣委員** 普段、学校でやっている、こういう活動というのは、基本的には生徒のほうに経費というかお金の負担はかからないのですか。

それから、勉強合宿をやっていますが、これは3泊4日ですからお金がかかりますよね。こういう経費はどのようになっているのですか。

○**教育改革担当課長** 霧ヶ峰学園に行く、例えばここでの食事などについては、一定程度のものはかかるかもしれないのですが、この学習をするということ自体に対しての経費は、かかってはおりません。

○**末廣委員** 生徒には、負担がかかっていない。

○**教育改革担当課長** 生徒には負担はございません。

○**樋口委員** 11ページの柏葉中学校の塾と提携、連携した難関校対策講座というのは、これは、そう簡単に夏休みにやればいってものではなくて、1年、2年かけないととてもその対策にはならないのですが、3年間しっかり実施している講座なのですか。それとも3日間とか4日間ということであるならば、ほとんど効果がないと思います。その辺は、どうでしょうか。

○**教育改革担当課長** この難関校の対策講座につきましては、夏休みと冬休みに分けて実施しております。

また、この事業につきましては、もうかれこれ5年ぐらいにはなりますが、継続して実施しております。

○**樋口委員** 受講生は何人ぐらいになるのでしょうか。

○**教育改革担当課長** 難関校対策講座は3年を対象としておりまして、概ね40名前後でございます。

○垣内委員 この魅力ある教育活動は、基本的に希望する生徒さんは、みんな参加できるという理解でよろしいのでしょうか。学年の指定はあるにせよですね、というのが1点。

それから、12ページの浅草中学校の経済的に塾等に通えない家庭の生徒さんの学力補償というものは、これはステップアップとは違いますよね。浅草中学校で独自に行っているということなののでしょうか。

○教育改革担当課長 事業の中におきましては、希望者は全員受け入れますよという希望制のものと、教育課程に位置づけていて、小学校2年生は全員これをやりますよというものの二通りに別れております。

続きまして、浅草中学校につきましては、これはステップアップとは別に、浅草中学校が以前から連携して実施しているものでございます。

○垣内委員 経済的に塾に通えない家庭って限定していますが、経済的にはない生徒で出たいという方はどうなるのですか。

○教育改革担当課長 浅草中学校のほうから事業の目的としては、このように提出してもらっているところですけども、校長のヒアリング等で経済的に、仮にそういう状況ではないので拒否しているというようなヒアリングの結果はございませんでした。

○高森委員 幼稚園等で昨年ぐらいからスポーツ教室、体操教室を開いていたかと思いますが、それは、ここには入っていないのですが、これとは別なのですね。要するに、某体操教室の講師の先生をお招きして、そこで体の身体活動などをするというような。

○教育改革担当課長 それは、教育支援館の事業として行っている体力向上事業になります。

○高森委員 別なのですね。

○教育改革担当課長 それは、全園対象です。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下委員長 それでは、教育改革担当のクについては、報告どおり了承をお願いいたします。

(6) 中央図書館 ケコ

○矢下委員長 次に、中央図書館のケ及びコについて、中央図書館長、報告をお願いします。

○中央図書館長 それではまず、台東区立図書館一部業務委託の事業者選定結果についてご報告させていただきます。資料15をご覧ください。

平成30年度からの台東区立図書館の一部業務委託の事業者について選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により選定を行い、優先交渉権者が決定いたしましたので、ご報告いたします。

項番1、委託対象業務はカウンター業務、図書館資料の整理・配架に関する業務等でございます。

項番2、委託期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間でございます。ただし業務実績が優秀な場合は平成32年度まで継続して、単年度契約を可能としております。

項番3、選定の経過は5月から募集要項の公表・配付を行い、第一次審査、審査会を7月11日に、第二次審査会を8月7日に行いました。ほかは、記載のとおりでございます。

項番4、選定委員は記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。

項番5、選定基準でございます。第一次審査、第二次のプレゼンテーション及びヒアリングの審査内容は、記載のとおりです。配点は委員6人の合計点を記載してございます。

なお、第一次審査の7番、財務状況、経営規模、事業の継続性につきましては公認会計士に評価を依頼いたしました。

項番6、選定結果でございます。1者から応募があり、第一次審査、第二次審査の結果、株式会社図書館流通センターを優先交渉権者に決定いたしました。得点等は記載のとおりです。この業者は現在、台東区立図書館一部業務を委託している事業者でございます。

項番7、優先交渉権者の商号及び所在地は記載のとおりでございます。

簡単ではございますが、中央図書館のケについての報告は以上でございます。

次に、「台東区立図書館に関する調査」についてご説明いたします。資料16をご覧ください。

項番1、調査目的でございます。台東区立図書館の利用状況や図書館に対する要望を把握し、「(仮称)取組方針」(「台東区立図書館の基本的な考え方」で示した基本方針に基づき、各図書館の取組の方向性を示すもの)を策定するための基礎資料とすることを目的としております。

項番2、調査概要でございます。台東区在住者を対象とした一般区民調査と、各図書館の来館者を対象とした図書館来館者調査を行います。その他は記載のとおりでございます。

項番3、調査項目は、台東区立図書館の利用状況、図書館サービスの認知度・利用意向・満足度、図書館サービス等に対する要望などでございます。

項番4、今後のスケジュールは、記載のとおりでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○矢下委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、中央図書館のケについて何かご質問はございませんか。

○高森委員 委託対象業務が2件あって、1件目がカウンター業務、2件目が図書資料の整理・配架に関する業務等、「等」の字が入っていますが、裏面をみますと第一次審査の6番目に、台東区の地域特性を生かしたサービスの実施というのがあるのですが、サービスも「等」に入るといっていいのでしょうか、具体的にどういったことがサービスなのか、そして、この「等」という言葉にどういったものが入ってくるのか、その辺を伺いたいです。

が。

○中央図書館長 「等」の中には、このほか、利用者の方のご案内ですとか、もちろんレファレンス、特に2階の郷土資料調査室がございまして、そちらの資料のご案内等がございいます。

台東区の地域特性を生かしたというところでは、池波正太郎記念文庫も併設してございいますので、そちらのご案内ですとか、先ほど出ました郷土資料調査室の資料のご案内が挙げられるかと思ひます。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、報告事項、中央図書館のｺについて何かご質問はございませぬか。

○垣内委員 こうした調査をされるというのは、すごくいいことだと思ひますが、調査項目の「等」のところには、例えば、プロフィールなどが入るのでしょうか。ほかにも住まいだとか、年齢とかですぬ。

○中央図書館長 回答者の方の性別やお住まいの地域等も設問の中に含めてございいます。そのほか、図書館サービスだけでなく、施設や設備に対する要望等も調査をする予定でございいます。

○高森委員 調査概要のところでは、二つの調査対象が示されていますが、利用者と在住者というくりなのかなと思ひますが、在住者の中には、利用者が含まれてしまっても構わないということですか。

○中央図書館長 おっしゃるとおりでございいます。

○高森委員 無作為で、選びようがないですからぬ。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、中央図書館のケ及びｺについては、報告どおり了承願ひます。

3 10月の行事予定について

○矢下委員長 次に、10月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 資料17をご覧ください。

10月の教育委員会定例会は12日及び24日を予定してあります。9日には、台東区発足70周年記念事業の「たいとうスポーツフェスタ2017」が開会されます。また、区民体育祭の各大会が記載のとおり予定されてあります。

以上でございいます。

○矢下委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませぬか。

(なし)

○矢下委員長 それでは、行事予定については、報告どおり了承いたします。

4 その他

○矢下教育長 その他、何かございますか。

○樋口委員 2週間前に御徒町台東区中学校のPTAの方たちと校長と食事をしまして、そのときに聞いた話ですし、私も実際に見に行ったのですが、御徒町台東区中学校のグラウンドと公園の間は、わずか野球グラウンドのネットで仕切られているだけで、特にプールについては、公園側でたばこを吸う人との間は2メートルしかない状況です。実際、たばこの煙が全部、中学校のほうに行っていて、あれはいかがなものかと思えます。

そこで、公園の管理についてお願いがあるのですが、たばこの吸い殻を持って帰りましょうという横断幕がありますが、中学校側の公園のほうに張ってあるだけで、入口の2か所には何も張っていないので、昨日、1時間その場で見ていたのですが、入口側で椅子に座った方たちは、全部、下に置いていく。たばこの吸い殻を捨てないで持って帰ってくださいというのであれば、入口に張っておかないといけないかなと思います。

また、そのこと以上に、野球グラウンドのネットの反対側でたばこを吸っているものから、学校で子供が走っていたり、プールで泳いでいるというのは、問題ですね。学校では喫煙の指導をしながら、隣で大人が平気でたばこを吸い、吸い殻を公園に捨てていくというのは、どう考えたらいいのか。やはり教育委員会として、何とかしてあげないと、教育環境の問題として我々が見過ごすわけにはいかないのではないかと思います。ただ、この問題は、区全体の問題、公園管理の問題になるところがありますので、どうでしょうか。

○庶務課長 当該公園での喫煙につきましては、地元の方からも、非常に迷惑をしているという声がございます。一方で、公園を全面禁煙できるのかという、公園を所管している組織の考えもございます。

例えば、街中に何箇所かありますが、喫煙スポットというものをつくって、1箇所に集約をしてしまうという考え方や実施の動きもございます。そういったところで、現在、環境課ですとか公園課、それから私たち庶務課も含めてですが、どういう対策をとったらいのかということ、地元の方も含めて話し合いをしている最中でございます。

その中で、全体に共通した考え方が整理できるのか、当該の公園についての対応になるのかははっきりしませんけれども、現在、進行中でございますので、その中でご意見を反映させていきたいと思えます。

○樋口委員 生徒への悪影響が大きいのではないかと感じておまして、校長にヒアリングしたところ、確かに体育の授業の際に、先生も鼻をつまむぐらいの煙は来るということを言っていました。運動グラウンドと公園が、あれだけ近い状況は他にはありませんので、公園課等々に緊急に要請をお願いしたいと思えます。

○庶務課長 当該公園につきましては、来年度以降、改修をしたいという意向を持ってい

るようでございます。そういった関係で地元にも説明に入っております。そのような中で、説明会にPTAの方ですとか学校長も出席して、先般いろいろ意見の交換があったように聞いております。その中で学校側の意向も地域に伝わったと思いますし、地域の方からのお話もあったと思いますので、そういったことを踏まえて、どういった形で公園と学校の環境をよくしていくかという結論が、これから出てくるのかなと思っているところでございます。

○高森委員 平成小学校や元の蔵前小学校なども公園に隣接していますが、あまりそういった声は聞いていないですか。

○樋口委員 それらの学校は、間に道路があるのですが、御徒町台東中学校の場合は、公園とグラウンドの間をネットで仕切っているだけですので、全然違います。立地が違う。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、以上をもって本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後0時24分 閉会